

## 建設業許可申請等で健康保険被保険者証等の写しを提出する際の留意事項について

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により、被保険者記号・番号が個人単位化されたことに伴い、プライバシー保護の観点から、健康保険事業とこれに関連する事務以外に、保険者番号、被保険者等記号・番号の告知を要求することを制限する「告知要求制限」の規定が設けられました。

については、建設業許可申請等で健康保険被保険者証等の写しを提出する場合（郵送する場合も含む）は、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを行った上で提出していただきますようお願いいたします。（全ての健康保険証について、マスキングした写しを提出してください。）

### <マスキング（黒塗り）の見本>

健康保険	本人（被保険者）
被保険者証	令和〇年〇月〇日交付
	記号  番号 
氏名	〇〇 〇〇
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
性別	〇
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
事業者名称	〇〇株式会社
保険者番号	
保険者名称	〇〇〇〇
保険者所在地	〇〇県〇〇市〇〇

※被保険者標準報酬決定通知書等についても「被保険者整理番号」にマスキングをした上でご提出願います。